

## 令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅）の普及を目指し、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広め、再生可能エネルギーの普及拡大と徹底した省エネ（節電）の推進を図ることを目的とし、令和4年度滋賀県スマート・エコハウス普及促進事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）が実施する令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金（以下「財団補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。
- 2 財団補助金の交付については、令和4年度滋賀県スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱（以下「滋賀県要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

### (財団補助対象事業)

- 第2条 「財団補助対象事業」（以下、補助対象事業という。）とは、個人用既存住宅において、住宅用太陽光発電システムや自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備（以下、「スマート・エコ製品」と総称する。設備要件等は別表1参照。）を設置する事業をいう。
- 2 「既存住宅」とは、スマート・エコ製品を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、スマート・エコ製品の設置工事期間が重なっていないものとする。

### (財団補助対象事業者)

- 第3条 「財団補助対象事業者」（以下、申請者という。）とは、補助対象事業を実施する者で、次のいずれにも該当する者をいう。
- (1) 補助対象事業を実施しようとする建物が滋賀県内に所在し、住居（賃貸住宅を除く。別荘および店舗、事務所等との兼用住宅は可とする。）として自ら居住している者（建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項に規定する管理者および第47条第1項に規定する管理組合法人を含む。)
  - (2) 滋賀県の個人県民税または法人県民税に未納がない者
  - (3) 平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金または淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金において、今年度申請する製品名と同一区分の製品名の補助を受けていない者
  - (4) 本人または本人の同居者等が、次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
    - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的も

しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者  
オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- (5) 別表1に定めるスマート・エコ製品のうち、住宅用太陽光発電システムおよび高効率給湯器（エネファーム）を設置する事業を実施する場合、滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。

（交付の対象および補助額等）

第4条 補助対象事業に要する経費のうち、財団が認める経費（以下、財団補助対象経費という。）および財団補助金の額は、別表2のとおりとする。

- 2 財団補助金は、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- 3 財団補助金は、1件の補助対象事業に対し1回限り交付するものとする。
- 4 財団補助金は、1人の申請者に対し1回限り交付するものとする。

（交付の条件）

第5条 財団補助金の交付は、財団補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

（補助金の交付申請）

第6条 財団補助金の交付の申請をしようとする者は、令和5年2月17日までに別表3に掲げる添付書類を添えて、財団補助金交付申請書（様式第1号）を財団に提出しなければならない。（令和5年2月17日17時15分（財団終業時間）までに財団に到着したものに限り受け付ける。）

- 2 財団補助金交付申請書の受付は、県補助金の範囲内において先着順に行うが、県補助金の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了（財団の営業時間内に受付したものに限り。）し、翌日以降の財団補助金交付申請書は返却する。

また、県補助金の範囲を超えた受付日に提出のあった財団補助金交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定する。抽選にもれた場合は財団補助金交付申請書を返却する。

（実績報告書）

第7条 実績報告書については、第9条第1項の交付決定があった場合、前条第1項に規定する交付申請書および添付書類をもって提出があったものとする。

（交付請求書）

第8条 交付請求書については、第9条第1項の額の確定があった場合、第6条第1項に規定する交付申請書をもって提出があったものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 財団は、財団補助金交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、財団補助金を交付すべきと認めたときは、申請書の提出のあった日から30日以内に財団補助金の交付決定および額の確定（様式第2号）

を行うものとする。

- 2 財団は、財団補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して財団補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（工事日および購入日）

第10条 スマート・エコ製品の設置工事着工日および HEMS（エネルギー管理システム）の購入日は、いずれも令和4年4月1日以後でなければならない。

- 2 スマート・エコ製品の設置工事完了日および HEMS の購入日は、いずれも令和5年1月31日以前でなければならない。
- 3 前2項の場合において、スマート・エコ製品の設置工事完了日は工事完了証明書（様式第4号）の日付とし、および HEMS の購入日は当該製品の領収書の発行日とする。ただし、太陽光発電の設置の工事完了日は、電力会社と太陽光発電の電力受給を開始した日とする。

（申請の取下げ）

第11条 交付申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して15日以内とし、その旨を記載した書面（様式第5号）を財団に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第12条 財団は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条（4）アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく財団の指示等に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 財団は、前条の規定により財団補助金の交付決定を取り消した場合において、既に財団補助金が交付されているときは、申請者に対し、財団補助金の返還を命ずるものとする。

（現地調査等）

第14条 財団は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者等に対して報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

（手続代行者）

第15条 申請者は、第6条第1項の財団補助金交付申請書の提出について、補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。ただし、無償で手続を代行する場合に限る。

- 2 申請者は、前項の委任を行う場合は、様式第1号において代行者に係る情報を記載しなければならない。
- 3 手続代行者は、この手続の代行を通じ申請者に関して得た情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 4 財団は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称および不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 申請者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等を財団補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第6号)を財団に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 財団は、前項ただし書の規定による承認をする場合は、滋賀県要綱第21条第2項に基づき、知事の承認を受けるものとする。

3 財団は、前項の承認申請について、知事から適正とする通知を受けた場合、申請者から財産処分承認申請書を受けた日から60日以内に、申請者に対して、通知するものとする。

4 財団は、前項の規定により承認を受けた申請者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部もしくは一部を財団に納付させることができる。

5 財団は、前項の規定により申請者から納付を受けた時には、知事からの納付通知に基づき、知事に納付するものとする。

(データ等の提供)

第17条 財団は、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、申請者に対し、スマート・エコ製品の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 申請者は、財団が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」賛同書の提出)

第18条 申請者は、徹底した省エネを推進することとし、滋賀県が推進する2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする取組に賛同する場合には、財団補助金交付申請書に添えて「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」賛同書(様式第7号)を提出することができる。なお、この賛同書において、環境省が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」にも賛同することとみなす。

2 財団は、申請者から提出された「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」賛同書を受領した場合には、滋賀県および「COOL CHOICE」事務局に提出するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、財団が別に定める。

付 則

この要綱は令和4年5月30日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。

別表1 スマート・エコ製品（第2条関係）

製品名	設備要件	補助要件	
発電システム 住宅用太陽光	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。	太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入する場合または他のスマート・エコ製品を設置する場合に補助対象とする。	
高効率給湯器（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が登録した機器であること。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。	
高効率給湯器（エネファーム以外）	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）		年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格） または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）		給湯部熱効率が90%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）		連続給湯効率が90%以上であること。
	ハイブリッド給湯器		電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。
太陽熱利用システム	JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。		
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1 kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。	
HEMS（ウィークル・トゥー・ホーム）	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。		
窓断熱設備	窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。 内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。		
<b>【上記以外の要件等】</b> (1) HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。 (2) スマート・エコ製品、HEMSはいずれも未使用であること。 (3) スマート・エコ製品の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。 (4) 同一のスマート・エコ製品からの更新は補助対象外とする。また、高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）含む）から高効率給湯器（エネファーム以外）への更新は補助対象外とする。			

別表2 補助対象経費および補助金の額（第4条関係）

財団補助対象経費	スマート・エコ製品の設置に要した経費(消費税および地方消費税は除く。)																							
財団補助金額	<p>スマート・エコ製品の種類によって、補助金額を下表のとおりとし、複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とする。</p> <p>ただし、次のAの額の3分の1以内とする。  <math>A = a - b</math>  a : 補助対象経費  b : 補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額</p> <table border="1" data-bbox="491 667 1251 1048"> <thead> <tr> <th colspan="2">スマート・エコ製品</th> <th>補助金額 (*)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">太陽光発電</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高効率給湯器</td> <td>エネファーム</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>エネファーム以外</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">太陽熱利用システム</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家庭用蓄電池</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム)</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">窓断熱設備</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>	スマート・エコ製品		補助金額 (*)	太陽光発電		4万円	高効率給湯器	エネファーム	6万円	エネファーム以外	2万円	太陽熱利用システム		2万円	家庭用蓄電池		5万円	V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム)		4万円	窓断熱設備		2万円
スマート・エコ製品		補助金額 (*)																						
太陽光発電		4万円																						
高効率給湯器	エネファーム	6万円																						
	エネファーム以外	2万円																						
太陽熱利用システム		2万円																						
家庭用蓄電池		5万円																						
V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム)		4万円																						
窓断熱設備		2万円																						

別表3 補助金交付申請書類（第6条関係）

財団補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は以下のとおりとする。  
 「共通の書類」は必ず添付することとし、太陽光発電を設置した場合は「太陽光発電にかかる添付書類」を、高効率給湯器を設置した場合は「高効率給湯器にかかる添付書類」を、窓断熱設備を設置した場合は「窓断熱設備にかかる添付書類」についても添付すること。

共通の書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出書類チェックシート</li> <li>・ 工事完了証明書（様式第4号）</li> <li>・ スマート・エコ製品の領収書のコピー（申請者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの）</li> <li>・ スマート・エコ製品の要件（別表1）を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー</li> <li>・ 振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号・名義がわかるもの）</li> <li>・ スマート・エコ製品設置後写真および家屋全体の写真</li> <li>・ 「住民票の写し」（提出日から3ヶ月以内に発行された現住所のもので、個人番号が記載されていないもの） ※1</li> <li>・ 令和3年度住民税（県民税）の納税証明書 ※2 （納税義務がない場合、令和3年度非課税証明書等その旨が明らかになる書類）</li> <li>・ （任意）「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」賛同書（様式第7号）</li> <li>・ （集合住宅にスマート・エコ製品を設置した場合）集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合、承認されたことがわかる書類のコピー</li> <li>・ （別荘にスマート・エコ製品を設置した場合）登記事項証明書（建物の全部事項証明書）建物の所有者が申請者もしくは同居の家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要）</li> <li>・ その他理事長が必要と認めるもの</li> </ul>
太陽光発電にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定価格買取(FIT)制度に係る太陽光発電の事業計画認定書のコピー</li> <li>・ 電力受給契約書のコピー</li> <li>・ 太陽光発電の出力対比表のコピー</li> <li>・ 太陽光発電設備調書（様式第8号）</li> <li>・ パワーコンディショナのカタログ等のコピー（品番、出力のわかるもの）</li> <li>・ びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届（様式第9号）もしくは入会していることがわかる書類のコピー（入会資格を満たさない場合を除く）</li> </ul> <p>（太陽光発電だけを補助対象設備とする場合は、以下の書類についても添付すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HEMS の要件（別表1）を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー</li> <li>・ HEMS の領収書のコピー（購入者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの）</li> <li>・ HEMS 設置後写真</li> </ul>

太陽光発電と連携しているスマート・エコ製品を設置する場合にかかる添付書類
(蓄電池・V2H 設置者は必須) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配線図もしくはシステム構成図</li> <li>・ 既設太陽光パネルもしくは発電量を示すモニターの写真</li> </ul>
高効率給湯器にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (エネファーム設置者) びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届もしくは入会していることがわかる書類のコピー(入会資格を満たさない場合を除く)</li> <li>・ 交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか</li> </ul>
窓断熱設備にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓断熱設備調書(様式第10号)</li> </ul>

- ※1 法人格をもたない集合住宅管理組合が申請者である場合は、管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類(総会の議事録等)、法人格をもつ集合住宅管理組合が申請者である場合は、登記事項証明書にかえる。
- ※2 法人格をもたない集合住宅管理組合が申請者である場合は、収益事業から生じた所得がないことが明らかになる書類(決算書等)、法人格をもつ集合住宅管理組合が申請者である場合は、法人県民税の納税証明書にかえる。



事務局整理番号：

※申請者は記入しないでください。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所 〒 ー

▲住民票と同じ表記にしてください。

(フリガナ)

申請者 氏 名

(管理組合名)

令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）

令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第6条、第7条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。

なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付要綱第8条の規定に基づき交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

要件申請項目	<p>※要件に該当するかチェックしてください。 (交付申請するには、全てに該当することが必要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業を実施した建物は県内に所在する住宅で、住居として居住しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業を実施した住宅は、賃貸住宅ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 交付要綱別表1の要件を満たすスマート・エコ製品を、個人用既存住宅に設置しました。</p> <p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品の設置およびHEMS（エネルギー管理システム）の購入は、令和4年4月1日以後に実施し、令和5年1月31日までに完了しました。</p> <p><input type="checkbox"/> スマート・エコ製品を設置した施工者は県内事業者です。</p> <p><input type="checkbox"/> HEMSの購入店は県内販売店です。（非該当者はチェック不要）</p> <p><input type="checkbox"/> 滋賀県の個人県民税（又は法人県民税）に未納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金または淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金において、今年度申請する製品名と同一区分の製品名の補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 交付要綱第3条（4）に規定する暴力団員ではありません。交付要綱第3条（4）アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、交付要綱第14条の規定に基づき補助金の交付決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。</p>
--------	--

訂正は、二重線見え消しでお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

<p>申請者の連絡先 (申請者管理組合の場合は、役職および代表者名) (電話番号は平日昼間に連絡が取れる番号を記載してください)</p>	<p>(氏名)</p> <p>(TEL) (FAX)</p> <p>(E-mail)</p>
<p>手続代行者 (手続を代行している場合は記入してください)</p>	<p>住 所</p> <p>会 社 名</p> <p>担当者名</p> <p>担当者連絡先(TEL) (FAX)</p> <p>(E-mail)</p>
<p>設置場所</p>	<p>▼住民票と同じ表記にしてください。(別荘の場合は登記事項証明書と同じ表記にしてください)</p> <p>滋賀県</p> <p>該当する場合はチェック <input type="checkbox"/> 別荘等(住民票の住所と違う住所に設置) <input type="checkbox"/> 店舗兼住宅</p>
<p>スマート・エコ製品</p>	<p><b>補助対象とした製品全てにチェックしてください。</b></p> <p>(太陽光発電を補助対象としない場合は、既設の太陽光が設置されていること、もしくはチェックした製品(蓄電池・V2Hを除く)が停電時にも単独で設備の機能を利用できる製品である必要があります。)</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽光発電システム (公称最大出力                      kW ※小数第2位まで。)</p> <p><input type="checkbox"/> 高効率給湯器(エネファーム)(エネファームからの買い替えでない)</p> <p><input type="checkbox"/> 高効率給湯器(エネファーム以外)(高効率給湯器からの買い替えでない)</p> <p>    <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)</p> <p>    <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)</p> <p>    <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)</p> <p>    <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池</p> <p><input type="checkbox"/> V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)</p> <p>窓断熱設備 <input type="checkbox"/> ガラス交換 <input type="checkbox"/> 内窓設置 <input type="checkbox"/> 外窓交換)</p>
<p><input type="checkbox"/> 太陽光発電システム・V2Hを設置された方で次世代自動車の補助金を申請される方は、チェックしてください。(次世代自動車分は、別途申請手続きが必要です。)</p>	

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

スマート・エコ製品 設置経費	スマート・エコ製品の種類	設置経費	
	① _____	_____	円
	② _____	_____	円
	③ _____	_____	円
	(a) 合計 _____		円
	<b>※複数のスマート・エコ製品を設置した場合はそれぞれについて記入してください。</b> <b>※設備本体費用および設置工事費用の合計を記入してください。</b> <b>※消費税を除く。</b>		
HEMS 購入費	(上記の「スマート・エコ製品」欄で太陽光発電のみにチェックした場合、HEMSの購入が必要です) <b>※2万円以上であること。</b> 円 <b>※設置工事費、消費税除く。</b>		
他の補助金で 交付された額	<input type="checkbox"/> 交付されていない場合はチェックしてください。 <b>※スマート・エコ製品に関して他(国や市町など)から交付された総額。</b> (b) _____ 円		
※計算欄 必ず記載下さい。	$( (a) - (b) ) \div 3 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \dots (A)$		
交付申請額 交付請求額	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム (40,000円) <input type="checkbox"/> エネファーム (60,000円) <input type="checkbox"/> エコキュート、エコジョーズ、エコフィール ハイブリッド給湯器等 (20,000円) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (20,000円) <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 (50,000円) <input type="checkbox"/> V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム) (40,000円) <input type="checkbox"/> 窓断熱設備 (20,000円)	} 計 _____ 円 … (B) <b>※交付対象製品にチェック</b> <b>※合計金額を記載</b>	
	(A)、(B)、100,000円のうちのいずれか低い額。 千円未満切り捨て。 <b>※必ず記載してください。</b>		円 (C)
補助金 の 振込 先 口座	<b>※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)</b>		
	金融機関名		
	本支店名		
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <b>※該当するものにチェックしてください。</b>	
	本人口座番号		
	本人口座名義	<b>(※カタカナで記入)</b>	

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

工事日 及び 購入日	スマート・エコ製品	スマート・エコ製品の種類	工事着工日	工事完了日
		①	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		②	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		③	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		※複数のスマート・エコ製品を設置した場合はそれぞれについて記入してください。		
	HEMS	購入日	令和 年 月 日 ※領収書の日付を記載	
※スマート・エコ製品の工事着工日及びHEMSの購入日はいずれも令和4年4月1日以後であること。 ※スマート・エコ製品の工事完了日及びHEMSの購入日はいずれも令和5年月1月31日以前であること。				
	スマート・エコ製品 設置工事	施工者	施工者住所	
		①	_____	
		②	_____	
		③	_____	
		※複数のスマート・エコ製品を設置した場合はそれぞれについて記入してください。 ※スマート・エコ製品と同じ番号の欄に記入してください。		
	HEMS	購入店	購入店住所	
		_____	_____	
※スマート・エコ製品設置施工者が県内事業者、HEMS購入店が県内販売店であること。				

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

太陽光発電システム、エネファームを導入する方のみ記載してください。

※「びわ湖カーボンクレジット倶楽部」に関する事項

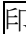
太陽光 発電シ ステム	パワーコンディ ショナの情報	メーカ 型式(品番) 固有番号 夜間待機電力(kW) <span style="float: right;">※わかる場合</span>		
	太陽光パネルの 最大出力(kW)			
	HEMS最大出力 (kW) <small>※導入しない場合は不要</small>			
	稼働開始日 (発電開始日)	※機器の運転を開始した日		
	売電開始日	※電力需給契約内容のお知らせの「受給開始日」		
エネフ アーム	メーカー		型式(品番)	
	固有番号 (製品番号)		出力(kW)	
	発電効率(%)		熱回収効率 (%)	
	使用燃料	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス                      ※どちらかにチェックして下さい		
	稼働開始日 (発電開始日)	※機器の運転を開始した日		
	売電開始日 <small>※売電しない場合は不要</small>			
蓄電池 <small>※導入しない 場合は不要</small>	メーカー		型式(品番)	
	固有番号 (製品番号)		容量(kwh)	
	充電効率(%) <small>※わかる場合</small>		放電効率(%) <small>※わかる場合</small>	

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長 

令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金の  
交付決定および額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコ  
ハウス普及促進事業補助金については、令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハ  
ウス普及促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定  
し、その額を確定したので通知します。

なお、交付金については、令和 年 月 日に届出のあった口座に振り込みます。

記

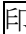
交付決定額 円

額の確定額 円

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長 

令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金については、令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

様式第4号（第10条関係）

工事完了証明書（スマート・エコ製品設置工事）

下記申請者のスマート・エコ製品設置工事については、下記のとおり工事を行ったことを証明します。

年 月 日	工事施工者	
▲完了日以降であること	代 表 者	印
▲補助金制度開始日	所 在 地	
(令和4年5月30日)以降	電 話	
であること		▲県内事業者であること。

申請者名		
スマート・エコ製品の種類 ※スマート・エコ製品ごとに作成してください。		
スマート・エコ製品の設置住所		
工事期間	着工日	完了日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ※太陽光発電システムを設置の場合、電力会社と太陽光発電の電力受給を開始した日もしくは、設置工事が完了した日のいずれか遅い方
高効率給湯器設置の場合 ※交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれかを添付してください。	交換前の給湯器について（該当するものにチェック） メーカー名 _____ 型式 _____ <input type="checkbox"/> 電気温水器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 都市ガス給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> LPガス給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 石油給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 高効率給湯器（エネファーム） <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等） <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール） <input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯器（エコウィル） <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 <input type="checkbox"/> 既設給湯器にエネファームを連結 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	



様式第5号（第11条関係）

年 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
における交付申請の取下げについて

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、令和4年度淡海  
環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、  
下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

様式第6号（第16条関係）

年 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分子定日

2 処分の理由

3 添付書類

## しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント 賛同書

滋賀県では2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指し取組を進めています



未来のために、いま選ぼう。

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。

2018年10月に発表されたIPCC1.5°C特別報告書では、パリ協定の目標である産業革命以降の世界の平均気温の上昇を2°Cよりリスクの低い1.5°C未満に抑える必要性が指摘されました。そのためには、人為的な温室効果ガス排出量を2050年前後に実質ゼロにする必要があります。

本県においても、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を守り、豪雨災害等に強い持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指して、県民、事業者、行政が一丸となって取組を開始しましょう。

私は、「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント」の取組に賛同し、行動することを宣言します。  
クールチョイス  
（「COOL CHOICE（賢い選択）」にも賛同します。）

（参加の意思を表すものとしてチェックしてください。）

賛同登録用QRコード



<しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントの具体的な行動例>

- ①適正冷暖房の温度の設定・夏冬のエコスタイル ②節電、節水の励行 ③緑化の推進 ④省エネ性能の高い機器や家電の選択
- ⑤エコドライブの励行 ⑥プラスチックごみの削減 ⑦自動車利用の抑制 ⑧3Rの取組 ⑨地産地消の取組
- ⑩フードロスの削減 ⑪建物の断熱化の推進 ⑫再エネの導入やエネルギーの効率的な利用
- ⑬CO<sub>2</sub>排出係数の低い電力会社の選択 ⑭その他滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画に掲げる県民や事業者の取組例等

これから取り組みたいCOOL CHOICE（賢い選択）  
にチェックを入れましょう！※複数選択可

- COOL BIZ（夏季の冷房時の室温28°C設定）
- WARM BIZ（冬季の暖房時の室温20°C設定）
- SMART MOVE  
（徒歩・自転車・公共交通機関でエコな移動）
- ECO DRIVE  
（アクセル操作でお財布にも環境にもやさしい安全運転）
- 5つ星家電買換えキャンペーン  
（統一省エネルギーラベルの星の数が多い商品への買換え）
- エコ住キャンペーン（高断熱・省エネ住宅への買換え、断熱や水回りの省エネリフォーム）
- できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン（CO<sub>2</sub>排出量を抑えるために再配達を防止）
- チョイス！エコカーキャンペーン  
（地球にやさしいエコカーに買換え）

賛 同 日 付	年 月 日
お住まいの市町	市 ・ 町
お名前 またはニックネーム	<input type="checkbox"/> 県ホームページで公表して良い方は ✓してください
メールアドレス (任意)	@ 温暖化対策に関する情報をお送りして良い方は記入ください
年 齢	<input type="checkbox"/> 10代未満 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上

様式第8号（第6条（別表3）関係）

太陽光発電設備調書

新設・既設それぞれのシステムについて、表を分けて記載すること。

（パワーコンディショナが複数台ある場合には、パワーコンディショナごとに表を分け、太陽電池モジュールの接続状況を記載ください。）

申請者氏名 \_\_\_\_\_

[ 新設 ・ 既設 ]

パワーコンディショナ1	製造者	製品型式	定格出力			
			kW			
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

[ 新設 ・ 既設 ]

パワーコンディショナ2	製造者	製品型式	定格出力			
			kW			
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

訂正は、二重線見え消しをお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

**びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届  
（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）**

私は、滋賀県が実施する「滋賀県の家庭における太陽光発電設備、コージェネレーションシステム導入によるCO<sub>2</sub>削減プロジェクト」の趣旨・目的に賛同し、「びわ湖カーボンクレジット倶楽部運営規約」および以下の事項を同意・確認のうえ、滋賀県が運営・管理する「びわ湖カーボンクレジット倶楽部」への入会を申し込みます。

申込日	令和 年 月 日		
フリガナ			
氏名			
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-メール			
同意・確認事項  (同意・確認をしてチェック ☑してください)	①スマートエコハウス普及促進事業補助金申請にかかる提出書類等に記載された個人情報を、滋賀県が利用することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	②本入会届を提出した日の2年前の日以降に、太陽光発電設備またはコージェネレーションシステム（エネファーム）を住宅に設置し、発電された電力の全部または一部を自家消費しています。	<input type="checkbox"/>	
	③J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、滋賀県が使用することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	④J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、滋賀県が必要とする場合は提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	⑤太陽光発電設備またはコージェネレーションシステムを使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を滋賀県へ無償譲渡することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	⑥「びわ湖カーボンクレジット倶楽部」に登録する太陽光発電設備またはコージェネレーションシステムは、他の類似制度およびJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録していません。	<input type="checkbox"/>	
	⑦滋賀県から実績報告の要請があった場合は、右記手法で報告します。	郵送 <input type="checkbox"/>	FAX <input type="checkbox"/>

窓断熱設備調書

1. 窓断熱設備施工面積

番号	設置工法 (○を付けてください)	窓断熱設備の仕様 (内窓以外の工法の場合のみ、 下記「2.」および 「3.」から該当の番号を選択)	製造者	製品番号	1枚あたりの 面積	枚数	同一仕様ごとの面積
①	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡
②	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡
③	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡
④	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡
						総面積	㎡

2. 主な窓断熱設備の仕様と熱貫流率

番号	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/㎡K)	
			ガス（※1）の封入	中空層の厚さ（mm）		
1	木製又はプラスチック製であるもの	2枚以上のガラスの表面に低放射膜を使用した低放射三層複層ガラス	されている	7以上	1.60	
2		低放射三層複層ガラス	されている	6以上	1.70	
3			されていない	9以上	1.70	
4		低放射複層ガラス		されている	12以上	1.90
5					8以上12未満	2.33
6				されていない	4以上8未満	2.91
7					10以上	2.33
8			5以上10未満	2.91		
9		遮熱複層ガラス／複層ガラス	-		10以上	2.91
10					6以上10未満	3.49
11			単板ガラス	-	-	6.51
12	木又はプラスチックと 金属の複合材料製であるもの	低放射複層ガラス	されている	16以上	2.15	
13				8以上16未満	2.33	
14			されていない	4以上8未満	3.49	
15				10以上	2.33	
16		遮熱複層ガラス／複層ガラス	-	5以上10未満	3.49	
17				10以上	3.49	
18			6以上10未満	4.07		
19	金属製熱遮断構造であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	2.91	
20				4以上8未満	3.49	
21			10以上	2.91		
22		されていない	6以上10未満	3.49		
23			10以上	3.49		
24			6以上10未満	4.07		
25	金属製であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	3.49	
26				4以上8未満	4.07	
27			10以上	3.49		
28		されていない	5以上10未満	4.07		
29			10以上	4.07		
30		遮熱複層ガラス／複層ガラス	-	4以上10未満	4.65	
31				単板ガラスを2枚組み合わせたもの	-	(ガラスの内法間隔) 12以上
32	単板ガラスを2枚組み合わせたもの	-	(ガラスの内法間隔) 6以上12未満	4.65		
33		単板ガラス	-	-	6.51	

3. その他の窓断熱の仕様と熱貫流率

上記以外の仕様の場合、記入すること。併せて製品の仕様及び熱貫流率が証明できる書類を添付すること。

番号	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/㎡K)
			ガス（※1）の封入	中空層の厚さ（mm）	
34					
35					
36					
37					

※1 「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいう。

※2 「単板ガラスを2枚組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。

訂正は、二重線見え消しでお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

## 窓開口部における熱貫流率の判断基準

建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)
		ガス (※1) の封入	中空層の厚さ (mm)	
木製またはプラスチック製であるもの	2枚以上のガラスの表面に低放射膜を使用した低放射三層複層ガラス	されている	7以上	1.60
	低放射三層複層ガラス	されている	6以上	1.70
		されていない	9以上	1.70
	低放射複層ガラス	されている	12以上	1.90
			8以上12未満	2.33
		されていない	4以上8未満	2.91
			10以上	2.33
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	5以上10未満	2.91
			10以上	2.91
	単板ガラス	—	6以上10未満	3.49
—			6.51	
木またはプラスチックと金属の複合材料製であるもの	低放射複層ガラス	されている	16以上	2.15
			8以上16未満	2.33
		4以上8未満	3.49	
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	10以上	2.33
			5以上10未満	3.49
			6以上10未満	4.07
金属製熱遮断構造であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	2.91
			4以上8未満	3.49
		されていない	10以上	2.91
			6以上10未満	3.49
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	10以上	3.49
			6以上10未満	4.07
金属製であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	3.49
			4以上8未満	4.07
		されていない	10以上	3.49
			5以上10未満	4.07
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	10以上	4.07
			4以上10未満	4.65
	単板ガラスを2枚組み合わせたもの (※2)	—	(ガラスの内法間隔) 12以上	4.07
	単板ガラスを2枚組み合わせたもの	—	(ガラスの内法間隔) 6以上12未満	4.65
単板ガラス	—	—	6.51	

※1 「ガス」とは、アルゴンガスまたは熱伝導率がこれと同等以下のものをいう。

※2 「単板ガラスを2枚組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。